

保護者さまへ

園名（記号に○）、クラス名および在園児名は事前に記入してから、お医者さまに意見書をお願いしてください。

お医者さまへ

この意見書は平成24年12月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局から発行された2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン別添3に基づいています。

## &lt;医師用&gt; (参考様式)

<b>A</b>	<b>感染症にかかる意見書</b>	
	<b>園長殿</b>	(イ. 菅原 <input checked="" type="radio"/> 川本 ハ. 寄居) (イ. 若竹幼稚園 <input checked="" type="radio"/> のこキッズ保育園)
クラス (うめA) 在園児名 <b>若竹 のこ</b>		
病名 「 <b>インフルエンザ</b> 」		
平成25年12月9日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。		
平成25年12月10日		
医療機関 <b>のこちゃんクリニック</b>		
医師名 <b>熊谷 太郎</b> <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">二の字</span> はサイン		

保護者さま記入

お医者さま記入

幼稚園・保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での園生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

## ○ 医師が記入した意見書が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間 (発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで (幼児 (乳幼児) にあつては、3日を経過するまで)
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1~2週間、便から数週間~数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

※この意見書は厚生労働省が平成24年12月に発行した保育所における感染症対策ガイドライン別添3に基づいています。

※この用紙は園の事務所に用意があります。若竹学園のホームページからもダウンロードできます。